

しい。

- (43) 土地区画整理組合の財政状況に留意すべきもの
(組合等地区画整理資金貸付金)

全国的には、昨今の地価下落により、保留地処分が事業計画どおり進まず、破綻状態に陥る事例が見受けられる。本県では、今のところ延滞は発生していないが、地価下落に伴う事業費の圧縮をすべく事業費の見直しを行っている組合については、今後の財政状況に留意されたい。

- (44) 契約書の内容を見直すべきもの
(リニアモーターカー

山梨実験線に係る貸付金)
償還条件の基本事項は、不確定の記載で曖昧となっており、利子についての規定はなく、金銀消費貸借契約が本来具備すべきとされる条項からかけ離れたものとなっている。

契約当初は不確定要素であったとしても、今後、リニア実験線が終了した時点で適切な契約書の作成を検討されたい。

- (45) 実績がなく貸付条件を見直すべきもの
(消費者訴訟費用貸付金)
条例、規則、申請手続き等に問題はないが、制度発足以來実績がない。要件のうち「勝訴等の見込みのあるもの」は、事前の検討では判断が困難ではな

- (43) 土地区画整理組合の財政状況に留意すべきもの
(組合等地区画整理資金貸付金)

組合に対する事業認可の認可権者である甲府市を通じ、常日頃より、地価変動に対応できるよう、事業計画の歳入・歳出の見直しを指導しており、平成15年8月に事業計画を変更し、総事業費を39億9千万円から33億5千万円に変更した。また、早期に保留地処分を完了し、地価下落の影響を最小限にとどめるよう引き続き指導していく。

- (44) 契約書の内容を見直すべきもの
(リニアモーターカー

山梨実験線に係る貸付金)
山梨リニア実験線における実験が終了した時点で、契約書の内容を見直すこととする。

- (47) 入金未済額の回収努力を行うべきもの
(山梨県奨学金貸付金)
公平性を損なわないよう、未済額の回収に努めるべきである。時効成立の有無、法的措置の実行、償却等について検討するとともに、それらのアクションを起こす時の基準を作成することを検討されたい。

- (48) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの
(山梨県奨学金貸付金)
奨学生の条件下に、親族の収入基準があり、本人以外の扶養親族について控除額の対象となるため、在学証明を微取すべきである。

- (45) 実績がなく貸付条件を見直すべきもの
(消費者訴訟費用貸付金)
規則改正を行い、山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則で貸付要件を定めている第16条第1項第2号「勝訴等の見込みのあるもの」

- いか。また、この貸付制度が利用したい県民に十分周知されていないなどの点が影響しているのではないか。消費者被害のために被害者の利用可能性を考慮して見直しを検討されたい。

- (46) 残高管理を適切に行うべきもの
(山梨県奨学金貸付金)
残高明細等、諸リストが作成されていないなど、残高管理が不十分である。

- (47) 残高管理を適切に行うべきもの
(山梨県奨学金貸付金)
出納局が作成した「債権管理ガイドライン」に従い、未済額の回収を行うこととする。

- (48) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの
(山梨県奨学金貸付金)
事実確認を書面で行う必要があるため、在学証明を微取することとした。

- (49) 残高管理を適切に行うべきもの
(山梨県定時制課程及び通信制課程修学奨励金)
残高明細等、諸リストが作成されていないなど、残高管理が不十分である。

- (45) 実績がなく貸付条件を見直すべきもの
(消費者訴訟費用貸付金)
規則改正を行い、山梨県消費生活の保護に関する条例施行規則で貸付要件を定めている第16条第1項第2号「勝訴等の見込みのあるもの」

- を削除した。制度の周知については、消費生活情報誌「かいじ号」(平成16年1月発行)へ掲載するとともに、消費生活センター相談者入口にも掲示を行った。

<p>(50) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの</p> <p>(山梨県定時制課程 及び通信制課程修学奨励金)</p> <p>所得制限について「生徒が扶養親族である場合には、当該生徒を扶養する親族の年間所得が所得税法に基づく課税対象とならない額の最高額の196%以下であること」とあるが、扶養する親族とは、共働きの場合は両者の収入の合計額なのか取り扱いを明確にすべきである。</p> <p>また、奨学生としての条件で「経常的収入を得る職業に就いている者であること」とあるが、「経常的」の意義について明確にするよう検討されたい。</p>	<p>(50) 奨学金申請時の審査を適切に行うべきもの</p> <p>(山梨県定時制課程 及び通信制課程修学奨励金)</p> <p>文部科学省に照会した結果、「当該生徒を扶養する親族とは、税法上の扶養親族のことであり、共働きの場合でも、税法上の扶養者である者の収入により算定すべきものであり、また、経常的収入を得る職業に就いている者は、教科書学習書給与費補助事業の実施要領第2条(定義)である定職に就いている者及び1年間におおむね90日以上パート又はアルバイトに就いている者とするとの内容と同じ取り扱いである」との回答であつたため、修学奨励金貸与の趣旨を踏まえ、今後はこの取り扱いにより審査することとした。</p>	<p>(51) 残高管理を適切に行うべきもの</p> <p>(山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金)</p> <p>残高明細等、諸リスト等について照合できぬ状態である。台帳の消し込み漏れとも考えられるので、なお調査確認を徹底し、改めて債権管理の徹底を期すべきである。</p>	<p>(51) 残高管理を適切に行うべきもの</p> <p>(山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金)</p> <p>再度、台帳の消し込みもれ等を調査確認し、適正を図った。</p>
<p>(52) 借用証書未提出者が多いのでその提出の手続きをすべきもの</p> <p>(山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金)</p> <p>借用証書が提出されず返還がされていない者が相当数ある。また、催告は返還をしない者には行われていないのが実情である。</p>	<p>(52) 借用証書未提出者が多いのでその提出の手続きをすべきもの</p> <p>(山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金)</p> <p>借用証書未提出者が多いのでその提出の手続きをすべきもの</p> <p>(山梨県地域改善対策 高等学校等奨学資金)</p> <p>借用証書が提出されず返還がされていない者が相当数ある。また、催告は返還をしない者には行われていないのが実情である。</p>	<p>してもらうこととした。また、関係団体と折衝を図り、理解が得られるよう根気強く折衝していくこととした。</p>	<p>してもらうこととした。また、関係団体と折衝を図り、理解が得られるよう根気強く折衝していくこととした。</p>

(55) 工事完了の確認手続きが必要なもの (市町村振興資金貸付金)	年度末までに完成引渡された工事について債務が確定したものとして資金貸付を行うものであるが、完成引渡が年度末直近となるものについて、工事竣工検査届等の追加書類の提出を求めること等の確認手続きが必要である。	(55) 工事完了の確認手続きが必要なもの (市町村振興資金貸付金)	年度内債務の確定を確認するため、融通申込時（3月）に、全ての事業について「工事完成届」の写しの提出を求めるとした。また、融通申込書提出時点で、事業については、貸付日前日までに、公文書をもって「工事完成届」の写しの提出を求ることとした。	ない。
(56) 条例施行規則に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの (辺地振興資金貸付金) (過疎地域振興資金貸付金)	借入申込書（第1号様式）が保管されているものの、資金借入申込書（第3号様式）に予算書の写し及び事業実施状況調が添付されていないもの、及び資金借入申込書（第3号様式）に契約書の写し及び事務用紙に記載されたものについて見直すべきもの	(56) 条例施行規則に基づく所定の書類を徴収及び保管すべきもの (辺地振興資金貸付金) (過疎地域振興資金貸付金)	小規模企業者等設備導入資金（設備近代化資金）貸付金の差異を整理されたい。	あるが、現状の記載方法は、決算年度の歳入に係る債権（収入未消額）が含まれている。決算年度中の増減については、当年度に調定した額を計上すべきである。
(57) 「財産に関する調書」における債権の記載方法について是正改善すべきもの (財産に関する調書) 平成13年度各会計歳入歳出決算附属書類「財産に関する調書」における貸付金の債権計上が適正でないのは是正改善すべきである。 当該調書は決算年度の歳入に係る債権以外の債権について記載するもので	年度初めに貸付けを行い、年度末に回収する方法で貸付けられている資金について見直すべきもの	(57) 「財産に関する調書」における債権の記載方法について是正改善すべきもの (財産に関する調書) 決算年度に履行期限を迎えた債権に係る調定額を減額することとし、平成14年度決算報告書から修正した。	これらの資金については、年度末に回収する方法で貸付けられている資金について見直すべきもの	その他の、個々に修正が必要とされた事項についても、平成14年度決算報告書から修正を行った。

		<p>場合には、経営改善を含めた貸付制度の見直しを行うこととする。</p>
	3 成果指標の開発	<p>事業の目標達成率等、融資による経済政策の評価の基準若しくは指標の開発が重要である。</p>
	3 成果指標の開発	<p>県では、成果重視の行政の推進や職員の意識改革、県民への説明責任の徹底、限られた財源の効果的な活用などを目的に、平成11年度から政策アセスメントを実施しており、平成15年度には、県単独中小企業設備貸与資金や創造的中小企業創出支援資金など18の貸付事業を含む203事業について、事業成果や執行方法などの検証・評価を行なうとともに、必要な見直しを進めているところである。</p>
3 成果指標の開発		<p>こうした政策アセスメントは、事業、施策、政策と連なる政策体系上の最小単位である事業レベルでの評価であり、他の事業と比較した相対的な評価が難しいことから、現在、より上位の施策単位での評価制度について試行・検討を進めている。</p> <p>施策単位での評価は、施策を構成する事業間の優先順位付けや効果的・効率的な事業構成の評価を目的としており、基本的な評価の手法は、施策の目的に沿って県民に分かりやすい成果指標を設定し、この指標の推移などから成果の達成度を見極めるものとしている。</p> <p>現在、民間有識者からなる政策アセスメント委員会において、施策評価の試行・検討を進めており、平成17年度からの本格実施を予定しているが、この制度の導入を図る中で、融資などの貸付金事業についても成果指標の推移</p>

による評価を行い、限られた財源をより効果的に配分し、成果を重視した財政運営を図ることとする。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號
岳陽所 株式会社岳陽 甲府市北口一丁目六番